

道立江差高等看護学院運営適正化会議開催要領

第1 目的

「道立江差高等看護学院を巡る諸問題への対応に関する第三者調査委員会調査書」を踏まえ、ハラスメントの再発防止に向けた道立江差高看での取組を推進するとともに、他の道立高看におけるハラスメントの再発等防止対策の参考とするため、道立江差高等看護学院運営適正化会議を開催する。

第2 構成

本会議は、次の者をもって構成する。

- (1) 道立江差高等看護学院（学院長、副学院長）
- (2) 学院運営アドバイザー（弁護士、教育関係者、看護師養成機関教育関係者）
- (3) 保健福祉部地域医療推進局医務薬務課（看護政策担当課長又は課長補佐（主幹））
- (4) その他、看護政策担当課長が必要と認める者

第3 議題

本会議の議題は、次のとおりとする。

- (1) 教員の再教育、人材育成に関すること。
- (2) ハラスメント等の相談・通報窓口等の整備に関すること
- (3) 学生・保護者との情報共有等、ガイダンス機能の充実にに関すること
- (4) 地域関係者等との学院運営状況の共有に関すること
- (5) 学生同士が学び合う（ピアサポート）体制に関すること
- (6) その他必要な事項

第4 会議の開催

本会議は、必要の都度、看護政策担当課長が招集し開催するものとする。

第5 設置期間

本会議の設置期間は、施行の日から概ね学院の運営適正化が図られるまでの当面の間とする。

第6 その他

第1から第5までに掲げるほか、本会議の開催に関し必要な事項については、看護政策担当課長が定めるものとする。

附 則

この要領は、令和4年（2022年）3月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年（2022年）6月28日から施行する。